

## 令和5年度 名張市男女共同参画推進審議会 会議録

日時：令和5年10月13日（金） 午後2時～

場所：名張市役所 3階 304会議室

### <出席者>

公募委員 金野 千恵子  
イーナバリ株式会社 杉岡 雪子  
元皇學館大学教授 池田 久代  
ジャーナリスト 細見 三英子（審議会会長）  
名張市人権センター 川岡 加寿子  
名張市地域づくり代表者会議 高尾 松男  
名張市小中学校長会 阿形 明美  
三重県ダイバーシティ社会推進課 太田 和恵  
（※一名は途中から参加）

### <事務局>

地域環境部長 吉岡 恵子  
人権・男女共同参画推進室 室長 薮本 真治 係長 山下 眞珠 室員 桑原 沙也加

### 1. 開会

（係長）皆様こんにちは。定刻となりましたので、只今より令和5年度名張市男女共同参画審議会を始めさせていただきます。本日の会議は、只今午後2時の時点で、委員8名中7名のご出席をいただいておりますので、男女共同参画推進条例施行規則第11条の規定により会議が成立していることをご報告いたします。また、会議は公開とさせていただき、議事録作成のため音声の収録をさせていただきます。それでは、事項書に沿って進めさせていただきます。では始めに、細見会長よりご挨拶をお願いいたします。

### 2. あいさつ

（会長）こんにちは、皆さんよく来ていただきました。今回の会議は女性ばかりですね。大体、審議会是指針で男女比が40%を超えないようにという形になっておりますが、ここはちょっと女性が多いですね。挨拶ということで何をお話ししようかと思うのですが、今年のノーベル経済学賞で、アメリカの大体200年くらいの女性の労働参加率を分析して、社会の経済状況と、女性の労働参画がどのような歴史になってるかという、労働分野における女性の実態を調べるということ、これは労働分野におけるジェンダー分析、そういう視点が評価されて今回ノーベル経済学賞受賞となりました。ジェンダー視点でものを言いたいということが、男女共同参画のポリシーです。ノーベル賞をもらうのは遅きに失したなと思っていたのですが、それはさておき、ノーベル経済学賞では10年ほど前にコモンズの効

果という、コモンズとは公共的な場所と言う意味ですね。コモンズが大事にされると社会が活性化するという、これをデータで裏付けた女性がノーベル経済学賞を受賞されました。今まで女性が参加していなかったところに、どんどん入っていくことで新しい社会の価値を生み出す等、そういうことがここで実証されたと思って、ぜひ男女共同参画の理念を私たちも大切にしていきたいと思った次第です。そして、その女性労働の歴史を分析するにしても、日本においても、年収の壁であるとか、106万の壁をどう打破していくのかということが、これから政府においての問題となると思います。106万円というのは、それを超えると社会保険料等を自己負担しないといけないので、超えないような働き方をしようというように、会社もそうですが家庭でも自己規制するということですね。そのような概念があると、いつまでも女性は傍の存在になって、自分の人生をどうするかを考えられない仕組みになっています。年収の壁とかも、これから本格的に議論していかれると思うのですが、私たちもそういう社会的な動きに対して、男女共同参画の視点でどのように考えていけばいいかを勉強していかなければというふうに思います。私たちの身近な行政でも、政治の分野でも、やはり男女共同参画によって今までになかった新しい質を加えることができるようになると、自信を持って言えるのではないかと、皆さんと共に頑張っていきたいと思っております。今日の全体の会議ではコロナの3年間を超えて、これからコロナ前よりさらに高い目標を掲げていくためにはどうすればいいのか、再スタートの議論もしないといけないと思いますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

### 3. 委員の紹介

### 4. 議事

#### (1) 男女共同参画基本計画にかかる具体的施策の実施状況について【資料1-1、1-2、1-3】

##### 【事務局説明】

(会長) まず資料1-1。大体同じことが書いてあって、資料1-3の方がAが多い。資料1-1はBが若干あるというだけで、そんなに違いはない。ですから、ページ数と資料のナンバーを言っていて、どなたからでも結構ですので、疑問や感想をお願いいたします。

(委員) 内容のことではないのですが、目標と成果が書かれていますよね。このパーセントがすごく不審に思います。目標Cが60%なら結果も60%と、ぴったりとしていて、疑問に思いました。そしてその結果A評価というのは、この目標達成度がA評価という意味なのでしょうか。それとも他に目標達成度のA評価B評価はどんな項目があるのか、教えてください。

(会長) ずばり直球ですね、私もそう思っていました。今すぐにはないですが、この評価

基準はこの審議会の任期くらいで、もう一度わかりやすくシンプルにしてはどうかというのが私の提案です。なぜかという、例えば資料1-1の2ページですが、数年前は皆さんで知恵を出して喧々囂々侃々諤々けんけんごうごうかんかんがくがくでやって、行政からも資料を出していただいていたいいものができて、名張は先頭を切っているよというような評価方法でした。どういう評価かという、ここに評価書の見方として三つの視点で評価と書いてあって、三つの視点は何かという、一番目は企画です。その事業をやるときに性別に関わらず事業効果が期待できるような事業内容としているかという、企画段階でのジェンダー視点です。二番目はジェンダー指標で、ジェンダー意識に関わらず事業参加やサービス利用ができるように配慮しているか、現実のプロセスで参加者のジェンダーをちゃんと見ているかです。三番目は、それを事業展開していくときに呼びかけや場所の設定、広報などが性別に配慮しているか。例えば、料理をするのは女の人、男の人は外で背広を着てなど、固定的役割意識的な表現や対応になっていないか。この三つで行政の事業の確認をしようというのが評価書の評価基準です。

もう一つは下の左の方に書いてある、男女共同参画の視点を取組計画の中で、1、2、3の視点ごとにどの程度配慮できているかをA B Cのいずれかで評価します、ということです。事前事後評価共通となっていて、Aが十分配慮している、Bが配慮できないところがある、Cが全く配慮できていない。その下のところに太字で、個別の事業の進捗状況を示したものではありませんと書いてあります。ということは、目標を持ってやっているけれども進捗状況までは視野に入れていないということ。なぜ視野に入れるのかというと、この個別の事業の進捗状況は別にある全庁的な事業個別評価というものがもう一つあるらしいです。それに基づくので、今回のこの評価表ではA B Cというのは、どこまで達成できたかは評価に入れていないということです。10年前は、本当にジェンダーに敏感な視点とはどういうものかということで、この事業はこれでやっていきましょうとスタートしたんですが、言いつばなしや書きっぱなしになっている。例えば10年後に本当に女性の参画はパーセントとしてこれだけできたという確認は、この評価書に関係ない。それは個別の事業評価に任せるといって、だから私は今この評価を見てAばかりで、えー、と思いました。確かにジェンダーの視点で事業は見ていますと。でも、そこまでですか。あとは全庁的な個別評価に預けるという評価基準になってるわけです。そこを何とか、評価基準をもっとメインストリームにするという、効果も判断できるような評価基準をどこかに入れられないかと、私は思います。その辺を入れるとしたら、例えば企画立案の段階で、事業をジェンダー視点でやっているかどうか。それから具体的に事業を展開する時に、ジェンダーの視点でやっているかどうか。それから、表現の時にはPR雑誌なんかの時にどうやってるのか、この1、2、3ともにジェンダーに敏感な視点でやっているか。これは一つにまとめられます。もう一つプラスとして、例えば達成度ですね。目標値に向かって現在はどれくらいできているかという進捗のパーセントをここで入れてほしい。入れないと、個別の事案の進捗評価は他に任せるといって、いつまで経っても数字が実現できない。目標と成果のギャップを、評価では埋められないということですから、どうしたらいいかですが私の考えとしては、この評価基準1、2、3は一つにして、ジェンダー評価も一つにして、ジェンダー視点での評価と

ということでこの三つを入れながら進捗状況についても評価に入れたい。そうしたら総合企画政策室が、うちの分野だからそんな差し出がましいことをするなということになるかもしれませんが、この審議会としてはどれだけ数値目標を出していても、もう10年やっても全然数字が上がってない。上がってるものもあるが、なぜ上がっているのかは後でまた議論したいのですが、そういう掲げた数値が一步でも二歩でも実現できるような評価基準をここに入れることを提案したいと思いますね。

(委員) その通りですね。コロナが3年あって、去年のデータを見てみましたが1、2、3、4の項目の中で七つくらいがBで、Aではないんですね。それがいきなり今年度の場合は、一つ訂正されましたよね。34番がAに変更になりましたね。これが一体どういう経緯でA評価に変わったのかが全くブランクで、この表からは見えないんです。例えば今までは、1は保護者の啓発ですよ。2は1、2、3のいずれか。これも会長が仰る通り、オーバーラップするところがすごく多いですよ。その中でも34、42、44は、防災、農業を含めてその女性リーダーの育成のところは常に出てくるんですが、4つもあったんです。3番目の58番はBが一つですね、家庭教育の講座を設置してるかどうかというところ。それから最後の4項目目は98番の食育のことですね。今日の資料を見たら、これから一歩進んで行くべき方向性が出ているのに、今年はほとんどBが一つだけです。41から43までの5項目に防災がキーで残って、詳しく言うと、資料2-1の11ページの34番、女性農業委員の複数確保のところ。個別評価の③だけがBになっています。34番はBが一つあって全体評価がA評価になっていて、下の41番の項目、防災における意思決定への場への女性参画拡大が、②がB評価で全体評価もBとなっているところは、どこが違うのかが読めないんです。つまり実感できないということ、今回特に感じました。最初に会長が言ってくださったように、評価の仕方というか、今年度は次年度の土台になるので、それを元にどれだけ進んだかというような指標とか方向性があるような評価であればもっと、少しずつでも進んでいくんじゃないかと感じました。もう一つはやっぱり、ネックになってる農業とか防災。防災は女性は入りにくい、関わりにくいですね、組織的というか。女性は家事も仕事も全部あるのに、防災まで平等なラインでこんな人数を比較しようとする、そういうこと自体がやっぱり、システム的に無理があるのかなと感じました。でも役割を変えるとかそういうふうなある種の変革がなければ、また来年も再来年も同じような形でデータが出てくると、そういうふうを感じました。

(会長) これは皆さんも初めてやられるということで、この評価のやり方をなかなかゲットしにくかったと思うんですけども、そういうことで、評価の仕方を少し整理して案を出すということはこの審議会で次の目標にしたいと思います。

(事務局) 評価の仕方を変えるということですね？

(会長) そうです、評価の仕方を変えたい。

(事務局) 今回、令和3年度の評価、それと今の評価をお示しさせていただいたんですが、前の会議でも、ここからどう変わったかというところがわかりにくいので変えてほしいというご意見があったことは、前回の議事録等も見せていただいて理解しております。その中で担当室に確認し、どこがどう変わったのか変更の理由をわかる範囲でご説明させていただきます。またご質問があると思うんですけども、資料1-2の58番。資料1-1は今年B評価になっているもののみを記載する資料なので、去年ご参加いただいていた委員さんには申し訳ないです。33ページの58番ですが、こちらはすべて令和3年度の時点ではB評価になっていて、今年度すべてA評価に変わっております。変更理由を確認したところ、内容について去年委員の皆様から、託児だけでは男性や他の方々の増加が見込めない、他の連携をしていくことが大事ではないかというご意見をいただきました。担当室の方でもいろいろ考えた中で、やり方としては託児だけではなくて、その場所に行かなくても受講が可能となるように、オンラインとYouTubeの配信をさせていただいた。それと男性の参加を増やすためには平日の開催ではなかなか難しいので、土曜日でも企画してみたいということで、事業実績の取組実績欄の上から六つ目のところなんですけど、土曜日に開催したことや市民センターやPTAと共催したことで男性の参加が増加しましたとあります。こちらの方は今まで地域に、地域市民センターが地域になるんですが、市民センターにチラシを置いてもらってたんですが呼びかけはできていなかった。なかなかつながれなかったところがつながること、学校、PTA、保護者の方とつながることができて、一緒に共催ができた結果、参加が増えたということが実績に上がってきています。そのことで、令和3年度では103名の参加が136名にご参加いただきました。今まで男性の参加はほとんどなかったんですが、今回、男性の参加が1割増えたということで、引き続き地道な努力ですがやっていきたいということでA評価にさせていただきたいと担当室から聞いております。それと59番。すみませんがこちらはちょっと修正させていただいております。前回の見直しの時には、「気になる子どもの子育て研修講座の充実」となっていましたが、見直しの中で「豊かな子育て講座の充実」というふうに変更になりました。この委員会でも審議会でもお話していただいていると思いますが、気になる子どもから発達に課題がある子ども、育てにくい子どもということで、ちょっと範囲が広がっているような、ぶれているんじゃないかというご意見もいただきました。その中で、皆様からいただいたご意見を前の担当者が資料にまとめ、担当室へフィードバックしています。その中で担当室からあがってきた中では、実際は発達に課題のあるお子さんの保護者に対する研修講座です。ただ、子どもの発達にはでこぼこがある。その中で発達に障害のあるお子さんだけではなくて、子育て中の方は皆さん心配な部分があるので、そういった方にも参加していただきたい。教育センターが担当なんですけれども、発達障害の課題のある子どもさんへの専門的な室という子ども発達支援センターがございまして、こちらが専門の研修を行いますので、その専門の研修の足掛かりとなる、そこに行くまでの方々にも参加してもらいたい。そういった形で、この研修の講座を発達に課題があるんだけれども間口を広げていきたい。それと気になる子どもというタイトルなんですけど、保護者の方に研修の講座のチラシをらせていただいて、例えば保護者

が今から研修に行くと言って、どこ行くのと聞かれて、「気になる子どもの子育て講座」というと、マイナスなイメージになる可能性があり、それはなかなか言いづらい。研修に行くにも、忙しい中で他の保護者さんに言いづらい。でも豊かな子育てに関する研修会に行くのと言うと、プラスな印象になって、もっと安心かつ気軽に参加していただけるようになるのではないかと。

(会長) それは要するに、審議会で出た意見をフィードバックして、担当室に聞き取って、Aにしたということですね。

(事務局) はい。いろいろとやり方を変えてみたということです。

(会長) そうするとそれは、フィードバックするという行政の役割と、私たちが審議会で審議することとが、うまく相まって現場が変わったということ。目標が目標値に接近できたということです。

(事務局) やり方を変えていくとか工夫するとか、ご意見をいただいて変えていったということです。

(会長) フィードバックをちゃんとしてもらうと、聞き取りをしっかりと現場の方に聞いてもらって、教育委員会もそういうコミュニケーションがあるから、男女共同参画のいろいろな勉強ができるという、非常に良い循環になりますね。そういう循環に応じてくれず、以前と同じですというような部署もあります。そこらへんもしっかりとみていかないとイケません。このABCの評価基準でどうでしたかというだけのフィードバックではなかなか返ってこないで、フィードバックがしっかりと返ってくるための評価基準を作らないといけません。それともう一歩進んで、今日のものの中で皆さんに聞いていただきたいんですけど、前から数値目標があって、今現在はどうなんだと言ったら、2024年の調査でやりますと言っている。目標値は初めにあると、こういう部署はいっぱいあります。2024年の数値目標に対して、今あるいは来年はどういうことをやろうとしているのかを具体的に聞かないといけません。例えば、資料1-1の8ページの真ん中に、市における管理職になりたいと考える女性職員の割合とありますが、2022年は目標値が40%です。中間目標値も40%。2023年も40%で、星があるんです。星があるということは、これは総合計画の中の数値なんで、これは放っておいてくださいということではないです。これが2023年も目標値の40%なんです。2026年が40%でしょう、これは、実践してるんですか。これはもう、いいということですか。

(事務局) 一応、目標値は2020年度ということなので、市の総合特定行動計画に基づく数値目標なので、これ以降はしてないということです。ですので、数値を判定するには4年に1回は意識調査をさせていただきます。職員の意識調査もこちらは必要だと思いますの

で、ご指摘いただいたことを肝に銘じます。

(会長) もう一つ気になったのは、資料1-1の13ページの一番上、男性職員の配偶者出産休暇の取得率です。中間目標で令和4年が45・5%で、目標値が100%なので、言ってみたら、これは実践していない。できていないですよ。

(事務局) 目標が100%で成果が45・5%なので、達成できていません。

(会長) それともう一つ、資料1-1の13ページの上から三番目。市の職員一人当たりの年間時間外勤務数が、200時間。

(事務局) いえ、これは成果と実績なので、200時間が目標で、令和4年度は担当室が設定した目標は180時間なんですけど、成果が204時間なので、こちらは達成できなかったということです。これについては理由があると、担当室に確認しました。コロナ禍で事業ができなかったんですが、コロナが明けて事業ができるようになってきたので、いろいろな行事開催や事業を進めるために時間外が増えてきたことと、もう一つは補助金です。地方創生交付金というコロナの補助金があったために、当初よりもたくさん予算がもらえるということで、その申請業務がかなりたくさんございまして、補正回数が増えたことで時間外勤務が増えたと、人事研修室からは報告されています。

(会長) 市の職員一人当たりの年間の超過勤務時間でしょう。

(事務局) そうです。

(会長) 法律では違法でしょう。

(事務局) いえ、法律に定められてるのは週40時間、年間360時間までは認められています。

(会長) 過労死ラインの時間は。

(委員) 過労死ラインは、月80時間とか100時間とかです。

(事務局) これは年間になってます。一般企業さんからしたら、かなりクリーンな方だとは思いますが、すいません。

(委員) 会社のことなんですけど、36協定は、使用者と従業員とがお互いが認め合えば、休日出勤や法定労働時間を超えて働くことができるという労働基準法でもあるので。

(会長) そんなことをしていたら、2024年問題はどうなりますか。36協定があるからいいということではないですよ。

(事務局) 一般企業ではないので、一般事務職は36協定の部分は適用除外になります。ただ、減らしていく努力が必要だということは認識しています。

(事務局) 運送業界で言われてるのは月100時間の時間外労働をなくすということなので、それとは違ってきます。

(会長) 私が思うのは、例えば労働の現場で、仕事もやって家事育児もやって、その状況で管理職もやりなさいと言われてたら、やりませんよね。教師でもそうでしょう。そこをなんとか、この審議会で打破していかないといけない。そうしないと、若い女性は県外に出て行っちゃうんです。働きやすい職場というか、それをどう作るのか。働きやすい職場を示す数値目標を作らないといけない。

(委員) なかなか数字では表せない内容です。

(委員) いろいろわかります。会社を経営していて子どもも3人いて家事洗濯を全部する。その中で子どもは、自分でご飯を作るようになったり、たくましく育つ。ただこれは、数字とかじゃなくて個々の意識。意識が高揚していく働きかけがすべての分野であればいいのかなと思うので。お父さんの意識が高く、家族全員の意識が高いと、職場でもそうです。

(会長) これについてはもう少しフィードバックを聞きたいとか、こんな項目があるとか、ありますでしょうか。

(委員) 私、昨年度の資料1-3で前年度に立てていただいた計画と、今回いただいた資料1-2を比べてみたら、例えば教育センターさんの事前評価がすべてBでしたが、今回なんでAになっているのだろうと思っていました。そうやってフィードバックしていただいて、お考えいただいて変えていただいたということがわかりました。

ところが、ずっと同じような文言で評価がなされているのが、今もお話に出ておりました、防災と農業分野に関わるところです。冒頭でも言っていた、基本目標2のあらゆる分野における男女共同参画の推進に関わって、先ほども読み上げていただいた評価分析概要に防災と農業分野での女性の参画や活躍を促すための取組を継続して行っていく必要がありますと、いつも言っていたきながら、取組の中に示されている文言が変わらないというのが、歯がゆいところです。

例えば資料1-2の19ページの34番。女性の参画について更なる意識啓発が必要と書いてあるんですが、啓発のみでは女性委員の登用増加は望めないし、難しいことであると思



われます。やっぱり、大切なのは意識の醸成。意識を変える、改革するところに尽きるんだと思います。そのために何をするかと言えば、例えばですが、新たな仕組み作りをしたり、あるいは育成のために委員にはならなくとも会議に参加できるようにしてみたり、はっきりと女性枠を導入してみたりという、あり方、風景を変えるための取り組みが必要不可欠だと思います。これを進めていただいたら、変わっていきませんかと思います。また41番も全く同じです。女性の参画を促すための配慮ができていないためとなっているんですけども、その右側には防災への女性の参画の必要性を訴えていきますとなっています。配慮というのはわかります。ところが、すべてが配慮になっているんです。配慮でいいところと、配慮ではだめなところがあると思うんですが、すべての文言が配慮をしていますとか、配慮ができていないためというふうになっているんです。配慮とは、気遣いを行き渡らせるということですから、気遣いだけで背景風景を変えることはできない。変革はできないので、いかがなものかなといつも見ておりました。42番43番も同様に感じます。

(委員) 関連して、昨年の審議会の防災のあたりで、例えば避難所運営をするだとか、そういった自主的な自助の部分での防災を考えていけば、避難所を設営するときに女性が参加していくこともあるんじゃないかと、まちづくりの代表の方がおっしゃってくださっていたと思います。やっぱりホースで火を消すのは力がないと、物理的な力の問題があるので、訓練とかには参加しにくい。だけれど、先の防災っていうのであれば女性の視点というのは絶対に必要だと思いますし、そういった委員というのはできないのかなあと。去年はそう思っていたので、その辺が反映されるかと思ったのですが、配慮というあたりがわかりにくかったのと、農業委員会。私も、農業のどういったことを農業委員会さんはしてくれてるのかわからないんだけど、農業の先の商品開発であったり、だったら女性だとかも入れるのかなと。やってないんですね。こういった作物を育てていけたらいいというようなことができたなら参加できるのかなと思ったりして。素人でごめんなさい。ちょっとそんなことを思いました。

(委員) 私も同じ防災のところ、避難所って本当に半々、男性も女性もいるから、女性の視点が入ったらいいのと思うんですけど、自分が行政の立場から見たときに、恐らく名張市防災会議委員というのが充て職になっていて、何とか会のトップの人が充て職になっているので、どうしても率が上がらないということだと思います。それはそれで、とりあえず身近なところから参加していただいて人材をどんどん育成していくしかないのかなと。あとは考え方として指標をそこだけではなく、その避難所とかの防災リーダーに参加していただいている方もここにカウントして、防災は意思決定の前の参画と書いてあるので、そこがなかなか、意思決定ではないところで占められている。

(事務局) どちらも大事なんです。大事な意思を決定するところに女性も必要、でも現場にも必要。

(委員) 意思決定のところまで人材が育成されているのかなという感じはあります。

(事務局) 担当室もこれはちょっと問題あると思っているように感じたので、また変えていきたいという思いはあります。

(委員) 女の人も参加したいと思う、魅力のある講座を作っていってほしいなと思います。

(委員) 防災と地域作りの方なんですけど、私のところの防災の部署は、7人のうち女性が3人おります。ですから、そんなに女性を排除しているような雰囲気はないと思います。もちろん、例えば防災が起こった場合、避難所を開設しなければいけませんよね。開設の時には女性の力は絶対に必要なんですよ。いろんな物が不足する時に、生理用品なども用意しなくてはならない。そういうこともあって、早くから私どもの協議会では女性部員が入っています。ただ部長にはなっていないです。

(会長) なるほど。では、数値目標としての配慮はいらないということですね。配慮するでは不十分。担当室は、できるだけ数値を出す、例えば委員会0のところは1に増やす。あるいは各審議会でもそうですが、農業委員会でもそうだし、いろんなところで配慮する。来年は配慮するだけではなくて、配慮プラス数値目標を掲げるようにしてくださいというようにしましょうか。

(委員) 数字だけでなく、具体的な何かを出すようにと言うふうにさせていただきます。

(委員) 私もそう思います。具体的なものがほしい。

(委員) 配慮の中に枝分かれ的に、いろんな現場の事情があると思います。配慮で意味が通じるからと去年と同じ文書にするんじゃなくて、もっと具体的なところが入られるような。

(委員) それが見えればかなり違いますよね。

(会長) 極力の数値目標を出しているかどうかというところを、評価目標に入れていただきたい。なかなかいろいろな意見が出ましたね。フィードバックをやっていただいてありがとうございます。

遅れていた委員一名到着

## (2) 差別事象の報告について【資料2】

### 【事務局説明】

(会長) 差別事象の報告ですね。この会議に情報を提示したという意味があるんですか。

(事務局) 差別事象があった場合は、通常ですと差別撤廃審議会という別の審議会で報告させていただいております。ただ、この内容が男女共同参画に関係することでもございましたので、こちらの審議会に報告させていただきます。

(会長) その差別撤廃審議会には報告は済んでいるんですか？

(事務局) 済んでございます。

(会長) それで、これはどういう対策になるとか、そういう話はあるのでしょうか。

(事務局) こういう差別事象があったと報告させていただきました。当室から三重県の出先機関の伊賀地域防災総合事務所に連絡させていただいて、そこから県の人権センターに報告していただいたという形になっています。こちらの種別は落書きなんですけれども、落書きの場合は発見通報があったらまずは遮蔽させていただいて、関係部署、市町村、市町の確認があって、それから消去という形になります。

(会長) 内容は、女はクズである。女は社会に出すなということで、これは女性差別、女性の人権侵害という報告ですね。それはいいと思うのですが、私がちょっと引かかったのは発見時の処置で、1月13日24時2分頃勤務中の係員が申告者10代後半頃の女性から申告を受け報告したという部分。申告者があとはお願ひしますと述べ駅を後にされたということで、私がもし申告者だったら、申告者10代後半の女性ということはあんまりいい気がしません。申告者が浮き彫りになると思いませんか。私の思い過ごしでしょうか。これは申告者があり発見したということではないのかなと。これは発見されたことがメインなのであって、だれがどういうふうに発見して立ち去ったということは関係ないでしょう。

(会長) もしこれを読んだ人が、申告者がこんなふうに浮き彫りになるんだったら、通報しないでおこうかなと思う人もいると思うのですが、どうでしょうか。

(委員) いえ、全然それはそうなんですけど、私はこれを見てLGBTの理解増加のことをずっと考えていたんです。それをここに、男女共同参画の方に持ってこられたのかなと思って。法律が6月にできましたよね。

(会長) それはそういう申し出があったという理解ですか？

(委員) そうじゃなくて、この差別事象がこの審議会に出されたということは、性差別等と関係しているのかなど。そういうものを審議するとか、まったく出たことがないので、初めてなんです。ホットな話題で理解増進とか、反対がすごく多いんですよ。諸外国でも非常にトラブルが起きているということで、そういうことも含めてそれらを名張市でもどのように扱えばいいのか問題提起をされたと思ってしまったんです。

(会長) 例えば、これとはちょっと違うんですが、性被害やセクハラを受けたといった場合に、申告して、鉄則は双方から別々に話を聞くんだけど、どこの誰であなたはこうして何時何分にどうしてそうしたんですかと微に入り細に入り被害者を問いただす、これはだめなんですよ。セクハラをした本人がなぜこういうことをしたのかという形で聞いていくわけで、被害者はあなたは本当のこと言ってるのかとか、もっとちゃんと状況証拠を言いなさいというように、被害者にハードな問いかけや表現はタブーなんです。被害を受けたことを言いづらくなるんです。だからこの表記は、申告者にフォーカスしているわけです。そうじゃなくて、大事なのはこういう中身があったということ。発見の処置に申告者がどうしたとかは、関係ないわけです。ちょっと繊細過ぎるかもしれないけど、こういう書き方をされたら、言わないでおく人も増えるかもしれないと思いました。差別撤廃審議会でも、過敏かもしれないけど、そういう指摘があったということを書いておいてもらえますか。

(事務局) わかりました。ありがとうございます。

(委員) もしも報告していただくであれば、報告のあったことと、今後の対策があれば意義のある報告になると思います。

(事務局) はい。事実だけで、今回のことはおそらく評価が見えないと思うんですが、男女共同参画の広報を私たちももっとしっかりしていけないといけないという意識を持たせていただく事例でもあるので、そういうことを踏まえてこちらで報告させていただきました。

(会長) どんどん報告してもらっていいと思いますが、申告者の具体的な例が出ると、余計な情報が入ると事実とは違う想像を生んでしまいますので。

(事務局) はい。ありがとうございます。

### (3) その他【資料3-1、3-2】

#### 【事務局説明】

(会長) 資料3-1、相談件数で何か特徴的なことはありましたか？女性相談はふれあいが多いんですね。令和3年737件、令和4年が827件、DVが54.7%、DV比率が40.

1%。コロナの時、コロナ後は関係がないのか、そういう分析はしていないのですか。

(事務局) 平成29年や平成30年、令和元年は20.9%や29%で大体30%前後でしたが、令和2年度から45.5%、令和3年が54%、令和4年が40.1%となりまして、DV比率が少し増えている感触はあります。

(会長) 女性相談に多いんですね。

(事務局) そうです。平日にやっていただいていますので、その他の女性弁護士相談、男性メンタルヘルス相談は月2回もしくは週2回となっていますので、平日にされてるふれあいの方が認知度も高いというところもございます。

(会長) 利用しやすい身近な相談場所があることは大切ですからね。ちゃんとこれがまわるように、相談員の対応の仕方などいろいろ気を配っていただきたいです。

(会長) では資料3-2ですが、特に力を入れておられるのはどれですか。

(事務局) 3番の企業啓発になります。ワーク・ライフ・バランス企業研修の実施ということで、チラシをお配りさせていただきました。こちら、イクボス宣言名張ということで、平成29年に名張市がイクボス宣言をしております。その研修を、コロナの間ずっとできなかつたのが、今年開催させていただきます。それと資料作成時には検討中だったんですが、4番のDV防止啓発の上から2番目の啓発物品の市内各高等学校に配布するものですが、実施が決まりましたので検討中の削除をお願いいたします。それと7番目の項目の下から2つ目の人権週間行事12月10日ですが、備考欄一番右に(中止)となっておりますが、開催いたしますので削除をお願いいたします。

(会長) いろいろ細かく一生懸命頑張っていただいていると評価したいと思います。もう一つ、名張市男女共同参画つうしんがありますよね。これは編集者が一人来られたんですか。

(事務局) はい。

(会長) 評判はどうでしょうか。何冊くらい刷っているんですか。

(委員) 150部印刷しております。

(会長) 面白いですか。

(委員) 中身ですか、自分が言ってよろしいんでしょうか。その時代の課題に応じて記事を

厳選し作らせていただいております。

(会長) あなたがやっているんですか。

(委員) 私は直接書いておりません。うちの、男女共同参画センターの職員と編集員でやっております。

(事務局) 男女共同参画つうしんのきらきらウーマンというコーナーがございまして、きらきら輝いている方をご紹介させていただいています。それが今、好評です。

(委員) もう一ついいですか。資料3-2の4番目の、11月1日から始まるパープルライトアップですが、これは周知されているんですか。

(事務局) はい。ホームページでもしておりますし、去年は広報なばりに掲載できなかったのですけれども、今年は掲載しております。

(委員) オレンジのライトと、パープルのライトが出るんですか。

(事務局) 交互に出ます。

(委員) リボンもありますしね。いい企画なので、これをぜひ、パッと見たらわかるようにしてほしいです。女性に対する暴力をなくす運動はものすごく大事なところなので、もうちょっと強めて宣伝、周知していただきたいと思いました。

(会長) それともう一つ、人権メッセージってありますよね。私も人権メッセージ書こうかなと思った時に、大切なあなたへ140文字で綴るあなたからのファンレターという、このテーマではなかなか書けないんですよ。対象は誰なのか。

(事務局) 人権メッセージの方は、募集の対象は高校生と一般の方になります。小中学生には人権作文をお願いしています。高校生が自分が大切に思っている誰かにということで、お母さんへとかお友達へというような形で書いてもらってます。ちょっと難しいのは、140字で語ることが難しい。大体200字とかを超えてしまいますので、一番言いたいことだけを、考えて書いていただいています。

(会長) X (旧Twitter) の文字数制限が140字ですよ。

(事務局) そうなんです。それで申し込んでいただけるようにということで、140字にしております。

(会長) これはもう申し込みは終わったんですか。

(事務局) 6日で終わりました。高校は高校で取り組んでいただいていた。一般の方の応募が去年は1件くらいだったんですけど、今年は10件を超えていまして、小さいお子さんも書きたいとおっしゃってくださいまして。それと、すみません、5番の男女共同参画映画上映会の実施ですが、こちら未定となっているんですが、来年の1月28日に、映画ではなく講演会を予定しております。どんな講師に来ていただける等はまだ未定ですが、開催場所は名張市の総合福祉センターふれあいでやる予定です。

(会長) 時間がオーバーしてしまいましたけれども、最後に連絡事項等がありますか。

(事務局) ありがとうございます。連絡事項ですが、報酬のお支払いの関係で、昨年度聞かせていただいた口座にお支払いさせていただこうと思いますが、もし変更等あれば後日でも結構ですのでご連絡いただくと幸いです。マイナンバー等の資料についても昨年から確認させていただいてる分で源泉徴収させていただこうと思っておりますので、もしこちらも変更があればご連絡いただくと幸いです。

それでは長時間にわたり貴重なご意見をありがとうございました。これをもちまして第1回名張市男女共同参画審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。